

千葉市部活動地域展開推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市立中学校及び中等教育学校（以下「中学校等」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校等における教職員の働き方改革の実現、地域における子どもたちの活動の場の確保を図る観点から、中学校等における部活動の地域展開に向けた課題解決に総合的に取り組むため、千葉市部活動地域展開推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、部活動の地域展開に係る次に掲げる事項について情報共有及び意見交換を行う。

- (1) 部活動の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域クラブ活動の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒及び教職員等への調査に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域展開に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、教育委員会事務局学校教育部長をもって充てる。
- 3 副会長は、市民局生活文化スポーツ部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、代理での出席も認める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 会長は、急施を要するとき、又は会議を開く暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(庶務)

第6条 推進協議会の事務局は、教育委員会事務局学校教育部保健体育課に置き、関係課と連携をして必要な庶務を処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月19日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会事務局学校教育部長
市民局生活文化スポーツ部長
千葉市小中学校長会の代表
千葉市小中学校体育連盟の代表
千葉県音楽振興協議会の代表
千葉市教職員組合の代表
千葉市PTA連絡協議会の代表
千葉市スポーツ推進委員連絡協議会の代表
公益財団法人千葉市スポーツ協会の代表
公益財団法人千葉市文化振興財団の代表